

5. ケアラー支援・ヤングケアラー支援 がない場合の社会経済的リスク

【支援は社会のためにも必要】

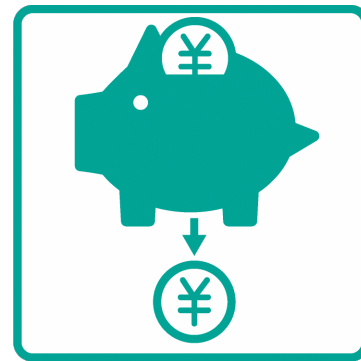
ケアラー**支援がない**場合、**社会経済的リスク**が生じます
支援をしなければ、ケアラーは・・・、社会は・・・



自分の体調や健康を
気遣う余裕がない
心身の健康を損なう



医療費・介護費用が増す



介護費用、生活費
が増える
低所得・無収入、
低年金になる



生活保護費が増す



離職する
失業する
ミッシングワーカーになる



労働力不足になる
税や社会保険料負担者
が減る



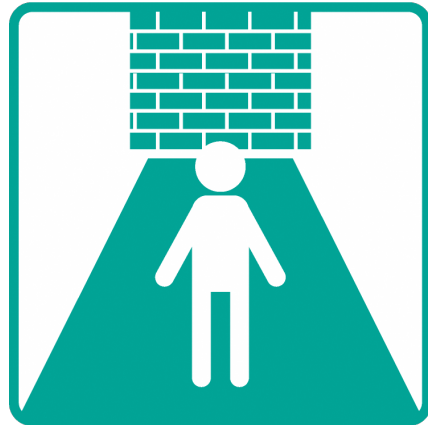
結婚をためらう
パートナーが
できにくい



少子化がすすむ



社会から孤立する



自分らしい人生が送れ
ない、社会から評価され
ていないと感じる

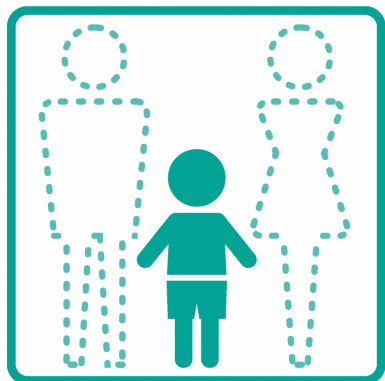


社会不安がます
社会活力が低下する

(社会の問題) 支援をしなければ、ヤングケアラーは・・・、社会は・・・



子どもらしい生活
をおくれない



親（大人）の保護
が受けられない



健やかな成長を保障できず
次世代を育てられない



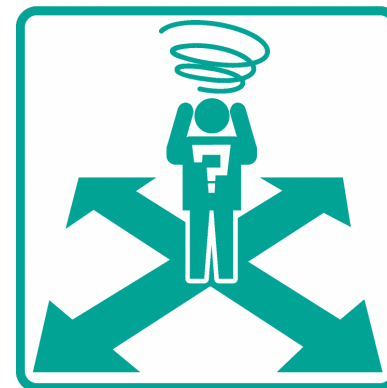
学校生活に
集中できない
教育の機会を逃している



進学ができず
望む仕事に就けない
子どもや若者が増える



自分の時間と
労力が削がれる



人生の見通しがもてない、
将来に不安を抱えた
子どもや若者が増える

ケアが必要な人の支援法だけでなく、ケアする人の支援法が必要です



6. ケアラー・ヤングケアラー支援の課題

ケアラーの特徴を踏まえた支援が必要

- ある日、突然介護が始まる！
- 誰に相談するの？ きょうだい？親戚？友達？経験者？同僚？
- いろいろあるのに知られていない相談先。
- 介護保険制度をはじめとする公的な支援制度を正確に知っている人はほとんどいない。
- 地域の助け合いって？
→案内人が必要

疲れたり投げ出したくなっても

1. 介護は家族がするものとケアラーもまわりも思いこんでいるので、問題を抱え込み、助けてと言わない（言えない）。
2. 心身の健康を損ない、客観的にみると支援が必要であるが、日常生活となり本人がそれに気づいていないか後回しになることも。
3. 困りごとが整理できない場合も多く、誰に何を相談していいかわからず、被介護者とともに孤立している。
4. 今後の暮らしや人生に見通しがもてない。
5. ケアラーの自覚がない、気づいていない。

* 私たちも助けてもらっていいんですか？

ヤングケアラーが見過ごされてしまうわけ

見ようとしないと見えない存在、見ようとしても見えない存在

子ども自身

- 家族のことは家族でしなければという思い込み
- 家族への忠誠心（家族が好き、家族の役に立ちたい）
- 障害や病気の家族のことを隠したい気持ち（スティグマ、いじめ）
- 日常になっており、ヤングケアラーという自覚がない、気づいていない

大人や専門職、社会

- 介護は家族がするもの（家族は無償の介護力、キーパーソン）という思い込み、認識
- 介護は大人がしているという思い込み
- お手伝いは良いことという思い込み
- ケアをしている子どもの悩みを聞いたり相談できる人や場をがない

ケアラーの4つのモデル

～条例制定自治体はモデル3 をめざしている

● サービス提供機関の見方 Twigg, J. & Atkin, K. (1994)より

モデル1 介護力・介護資源としてのケアラー

モデル2 協働者としてのケアラー

モデル3 クライアント（援助の対象）としてのケアラー

モデル4 ケアラーの規定を越えた「ケアラー」

● 機関は1つのモデルのみを利用するわけではない。また、医療スタッフと社会的ケアの専門職による違いも見られる

*日本はモデル1と2 cf. 介護保険 ようやく3

ケアラー支援のイメージ1 〈人生を支援するって？〉

○家庭内暴力の被害を受けながら家族を介護する 20 代女性への支援

- 当該家庭に薬を配達している薬剤師からの相談 傍観者は×！発見！つなぐ！
- 家族構成:90 代祖母、60 代父、30 代長男、 20 代女性本人

[スタート] **すぐ対応！**（あるある 「様子を見よう」×） **本人に聞く！**

- ・誰に相談してよいかわからなかった長女 → 「私かやるしかないから」
 - ・祖母と父にはケアマネジャー がついて相談にのっていた
 - ・長女を支援してくれる人はいない
 - ・市役所やケアマネジャーからは、キーパーソンとしてさまざまなことを求められる
 - ・大きな負担とともに孤立を感じている状態
- 家族のキーパーソンとして負担が集中している長女を支える役割が必要**

出所: (千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会「**中核地域生活支援センター**活動白書 2016)

[展開] 支援計画を立てる！家族全体を見る！

長女に自分自身の生活を大切にしてもらうため、まずは週に 1 回半日だけでも自分の時間をもつことを目標とし、中核センターは長女とともに関係者へ働きかけた。介護サービスの利用をいやがっていた祖母や父は、関係者の丁寧なかかわりによりサービスを利用することになった。長男については、中核センターかつなげた精神科の受診によって高次脳機能障害であることが判明した。精神保健福祉手帳を取得し、相談支援専門員の支援のもと障害福祉サービスの利用が開始された。

[その後]

長女の介護負担は軽減され、週に 1 回は散歩や買い物など自分の時間をもてるようになった。現在はこの世帯に関わる関係機関のそれぞれが、長女の状況を気にかけて、相談相手となっている。その中で、徐々に負担に思っていることや困っていることを話すことができるようになってきた。表情も明るくなり、高校時代にとりこんでいたスポーツに再チャレンジしてみようかと笑えるようになった。

→ケアラー支援は人生支援：ケア役割以外の側面に注目

関係機関が長女を、「介護者」ではなくひとりの女性として認識し、その眼差し（視点）から支援することで、長女の負担はやわらいでいった。

ケアラー支援のイメージ2 〈SSWがコーディネーター〉

障害児をケアする母親ときょうだい

経緯

「**母親**より長女の家庭内での問題行動に対し**学校**で指導して欲しいと相談があった。母親と会って欲しい」と学校が**スクールソーシャルワーカー**（以下SSW）に依頼

学校よりSSWに、長男が**特別支援学校**に通っていることを情報提供。SSWは長女がヤングケアラーである可能性も考慮して、**母親と長女各々と面接**を実施

その結果、母親は「**家族で対応したい**」と長女と次女に長男のトイレや入浴の介助を手伝わせていること、長女は弟を**かわいいと思う一方で、介助にストレス**を感じていることが把握される

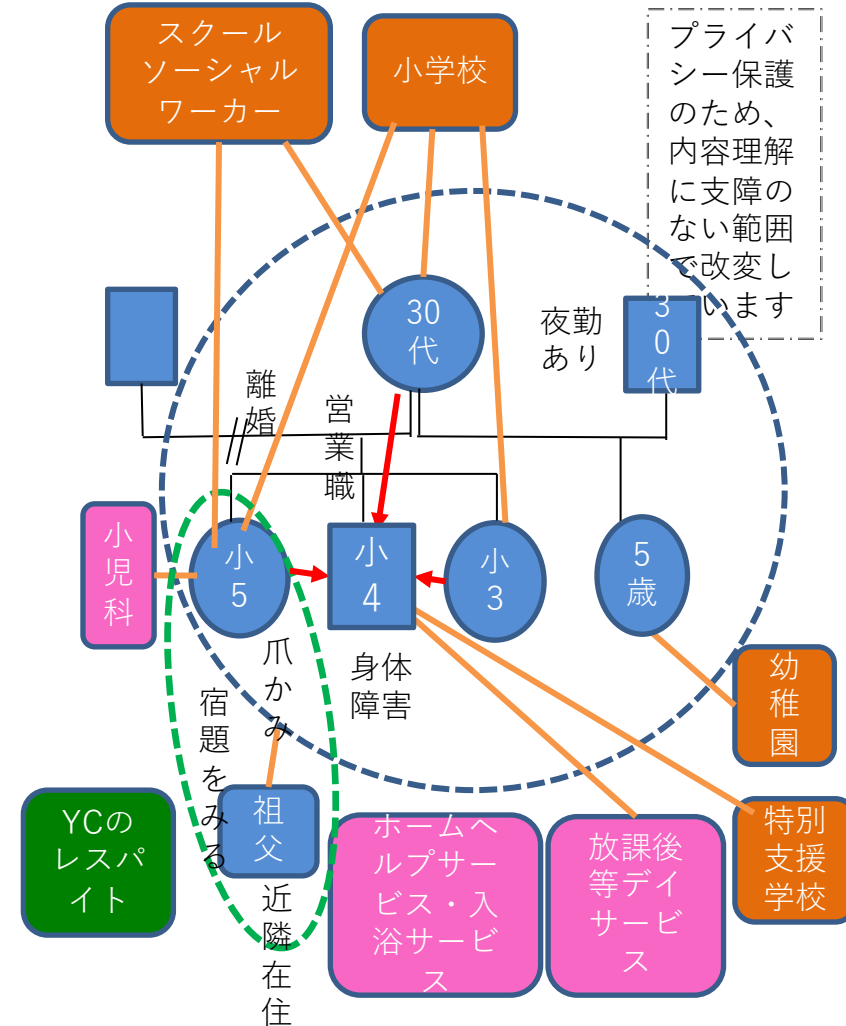
・田中悠美子：ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム第1回会議資料4「ヤングケアラーの施策・政策提言」

障害児をケアする母親ときょうだい

結果

SSWは母親らが長女への対応を決めることを支援。母親らは長女を祖父に預け、長女のケア負担を軽減し、**長女の養育**を祖父に手伝ってもらうことを決定

学校間カンファレンスを実施。母親のケア負担が増加し次女に手をかける余裕がなくなっている様子が見られることから、学校での次女の見守りの実施及び**母親のケア負担の軽減**に向け障害福祉サービスと連携することを母親らに提案すること、**長女や次女の利用できるレスパイト**の必要性が確認される



・田中悠美子: ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム第1回会議資料4「ヤングケアラーの施策・政策提言」

障害児をケアする母親ときょうだい

ポイント 課題

学校において、ヤングケアラーが早期に発見され、対応されている

ヤングケアラーを含む家族全体についてのアセスメントの実施及び支援体制の構築（SSW、学校間カンファレンス）

当初、学校と障害福祉サービスは、別々に（ばらばらに）子どもと母親を支援

学校（小学校、特別支援学校）、障害福祉サービス機関、医療機関などによる多機関連携支援

ヤングケアラーの居場所の開拓

田中悠美子：ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム第1回会議資料4「ヤングケアラーの施策・政策提言」

ケアラー支援の目的

(一般社団法人日本ケアラー連盟)

1. ケアラーの人生を支援する（「よりよいケア」ではない）
2. 介護される人、する人全ての両当事者がともに尊重され、健康で文化的な生活を送ることができる。
3. 無理なく介護を続けることができる環境を醸成・整備する
ケアラーの社会参加を保障し、学業や就業や社交、地域での活動などを続けられるようにする
4. ケアラーの経験と、人びとのケアラーへの理解と配慮がともに活かされる地域・社会をつくる

ヤングケアラー・若者ケアラー支援の前提

- ヤングケアラーは、ケアラーである前に、
成長過程にある子ども
- 若者ケアラーは、ケアラーである前に、
自分の人生を歩みはじめたばかりの若者
- 他の子ども・若者と同じライフチャンス
(人生の選択肢) をもてるように

まとめ 子どもの権利を守るという視点

子どもの権利条約における基本的な権利



生きる権利



育つ権利



守られる権利



参加する権利

ヤングケアラーに関連する権利

第2条 差別の禁止第、12条 意見を表す権利、
第17条 適切な情報の入手、第24条 健康・医療への権利、
第27条 生活水準の確保、第28条 教育を受ける権利
第31条 休み・遊ぶ権利 など

子どもへの健やかな育ちの視点

ヤングケアラーが、
ライフチャンスを平等に持ち、
潜在能力を最大限開花できること

7. ケアラー・ヤングケアラーの支援について

包括的支援に向けて一支援環境を整える

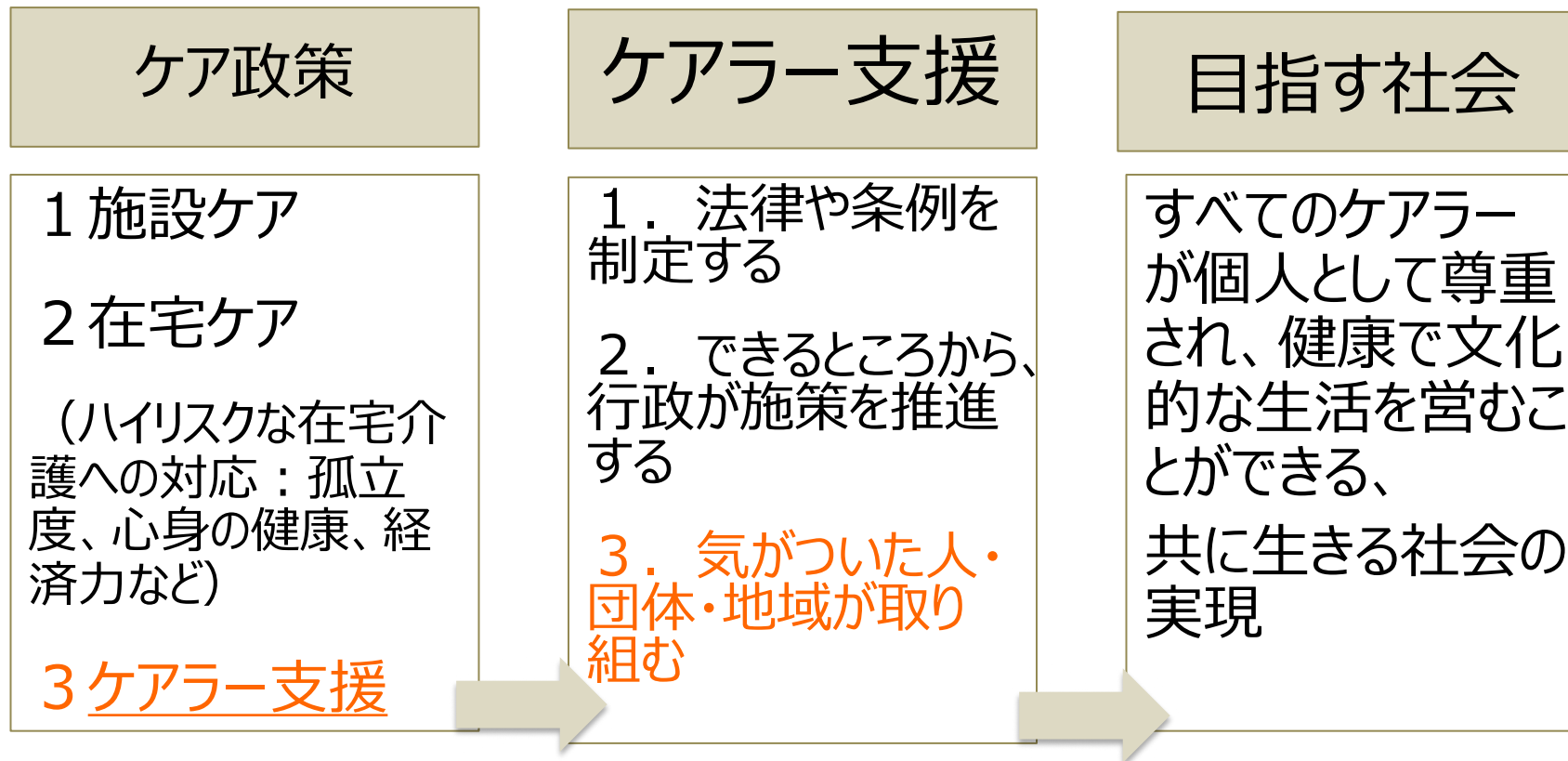
ケアラー・ヤングケアラー支援の方針を定める

ケアラー・ヤングケアラー、ケアラー・ヤングケアラー支援について、社会の認識を広める

ケアラー・ヤングケアラーに、「助けてもらう自立」についてと、人生の選択肢をもっともいいことを伝える

社会全体で支援する枠組みと支援策を立案する

ケア政策・ケアラー支援・共生社会



♥いくつもの顔をもつ私たち：議員や首長を選ぶ有権者、住民・隣人・仲間・友人etc.

ケアラーを支援する条例を制定する

ケアラー支援条例 2023.7.1現在公布 *黄色のマーカーは議員提案条例

2020. 3 **埼玉県**

2021. 3北海道栗山町、6三重県名張市、9岡山県総社市、12北海道浦河町、**12茨城県**、
12岡山県備前市

2022. 3**栃木県那須町**、3北海道、6**埼玉県入間市**、7**さいたま市**、9福島県白河市、
10長崎県、**12鳥取県**

2023. 2**奈良県大和郡山市**、**3栃木県**、3栃木県鹿沼市、3**埼玉県戸田市**、6**埼玉県上尾市**、12北海道むかわ村

国への法制化要望

- * 令和3年10月「ケアラー支援の法制化を求める意見書」埼玉県議会議長
- * 令和3年12月「ケアラーへの支援について」九都県市首脳会議
- * 令和5年8月「社会保障関係 (6)ケアラー・ヤングケアラー支援の充実」全国知事会要請活動
- * 一般社団法人日本ケアラー連盟、公益社団法人全国精神保健福祉会(みんなねっと)など

《参考》ケアを必要とする人の状態ごとの対応

○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

2021.6.18公布 2021.9.18施行

第一条（目的） （略）医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

第三条（基本理念）4 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を講ずるにあたっては、医療的ケア児及びその保護者の意思を最大限に尊重しなければならない。

○共生社会の実現を推進するための認知症基本法

2023.6.14公布 6ヶ月以内に施行

第三条（基本理念）

五 認知症の人に対する支援のみならず、その家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者（家族等）に対する支援が適切に行われること、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる ようにすること。



全てのケアラーをカバーする法制定を

祝 埼玉県ケアラー支援条例制定



草加市 介護者の集い「オアシス」

〈ケアラー支援条例〉というドアを開けて私たちは孤独な介護から出て行きます

NPO法人さいたまNPOセンター

“ケアラー支援”の必要性が社会的に認知されたのがうれしいです。

議会、行政、県民の協働で“ケアラー支援”に取り組み、

〈ケアラーも介護される人も幸せな埼玉県〉にしたい

埼玉県ケアラー支援条例^{令和2年3月31日条例第11号（一部抜粋）}

第1条（目的）

この条例は、ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。

第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ケアラー 高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。
- 二 ヤングケアラー ケアラーのうち、十八歳未満の者をいう。
- 三 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関をいう。
- 四 民間支援団体 ケアラーの支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

第3条（基本理念）

1 ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

2 ケアラーの支援は、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。

3 ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

第8条（ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関の役割）

1 ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関は、その業務を通じて日常的にヤングケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、ヤングケアラーの教育の機会の確保の状況、健康状態、その置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

2 ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育及び福祉に関する相談に応じるとともに、ヤングケアラーに対し、適切な支援機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

ケアラー支援条例

| 条例名称 | 埼玉県ケアラー支援条例 | 北海道ケアラー支援条例 | 長崎県ケアラー支援条例 |
|------|---|---|---|
| 基本理念 | <p>1 ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。</p> <p>2 ケアラーの支援は、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立する事のないよう社会全体で支えるように行われなければならない。</p> <p>3 ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自律的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期である事に鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長および発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。</p> | <p>1 ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重されるとともに、周囲から大切にされ、社会から孤立する事なく健康で心豊かな生活を営み、および将来に渡り夢や希望を持って暮らすことができるよう、行われなければならない。</p> <p>2 ケアラー支援は、ケアラーの年齢、置かれている状況等に応じて適切に行われなければならない。</p> <p>3 ケアラー支援は、道、市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体が相互に連携を図りながら、ケアラー連盟を地域社会全体で支えるよう、行われなければならない。</p> <p>4 ケアラー支援は、ケアラーによる介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を受けている者及び当該ケアラーの家族（略）に対する支援と一体的に行われなければならない。</p> <p>5 ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーの意向を踏まえつつ適切に行われるとともに、子どもの権利及び利益が最大限に尊重されるされ、心身ともに健やかに育成され、並びに適切な教育の機会が確保されるよう、行われなければならない。</p> | <p>1 ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営み、その生活の継続性が損なわれることがないように行われなければならない。</p> <p>2 ケアラー支援は、県、県民等、市町、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立する事のないよう社会全体で支えるように行われなければならない。</p> <p>3 ヤングケアラーに対する支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自律的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期である事に鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長および発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。</p> |

条例制定の意義

1. ケアラー・ヤングケアラーの存在を社会的に認識
2. ケアラー・ヤングケアラーのおかれている状況や抱えている問題を、社会的に解決すべき問題として認識
3. ケアラー・ヤングケアラーを社会的支援の対象と位置づけ
4. ケアラー・ヤングケアラーが問題を抱える原因を探り、課題「すべてのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現」を明確化
5. すでに実施されているフォーマル・インフォーマルなケアラー支援に公的根拠を与える
6. 調査・計画・施策の立案と推進、予算化、検討・推進組織設置、関係機関や団体の連携等が**可能になる**。

《参考》 イギリス2014年ケア法

地方自治体の一般的責任：個人のウェルビーイングを推進すること

- ・個人の尊厳(敬意を払った対応を含む)
- ・身体および精神的健康ならびに感情面のウェルビーイング
- ・虐待やネグレクトからの保護
- ・当該個人による日常生活のコントロール
(当該個人に提供されるケアおよび支援、ならびにその提供方法)
- ・就労、教育、研修またはレクリエーションへの参加
- ・社会的および経済的ウェルビーイング
- ・家族や個人の関係
- ・住居の適性
- ・当該個人による社会貢献

2 出来るところから行政が施策を推進する

【国の動向】

高齢者をケアするケアラー

『市町村・地域包括支援センターによる 家族介護者支援マニュアル～介護者本人の人生の支援～』公表
2018.3 自治体に通知

- ・副題に注目！
- ・個別相談
- ・アセスメントなど



国が提唱するケアラー支援の考え方

「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル～介護者本人の人生の支援～」
(平成30年3月厚生労働省) 10頁より引用 一部改訂

| 支援の視点 | 家族全体への 関わり | 多機関・専門職 による連携 |
|---|--|--------------------------------|
| 「要介護者の家族介護力」としてのみ支援するのではなく、 「ケアラー（介護者）の生活・人生の質の向上」に対しても支援する。 | 要介護者と共に 家族（ケアラー・介護者）も支援等の対象 として関わる必要性を認識する。 | 市町村・多機関・専門職等と連携を図って、支援活動に取り組む。 |

○現状での難しさ:

二重の視点が必要となる。要介護者とケアラーの双方のニーズに視点を向ける必要がある。双方のニーズは対立することがある。しかし・だから第3者の介入は必至。

ヤングケアラー支援

国会質疑

2020～2021年度 ヤングケアラー（小6、中2、高2）・大学生ケアラー全国実態調査

2021年3月 厚生労働省・文部科学省「ヤングケアラープロジェクトチーム」発足

4月 子供・若者育成支援推進大綱にヤングケアラー・若者ケアラーを位置付け

5月 「ヤングケアラープロジェクトチーム」取りまとめ発表

6月 内閣府「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）に向けて」において、
「ヤングケアラー支援策の推進」記載

9月 次年度の概算要求に算出

2022年度：入退院、子育て世帯訪問支援等、個別施策のヤングケアラーへの拡大

ヤングケアラー支援施策の3本柱：早期発見・早期把握 2.支援策の推進 3.社会的認知度の向上 具体的な施策

2022年度より自治体への各種補助事業実施(1,634億円 → 2023年1,676億円)

(実態調査・研修推進、ヤングケアラー・コーディネーターの配置、ピアサポート等相談支援体制、オンラインサロン、市町村相談体制整備事業、広報・啓発、ヤングケアラー相互ネットワーク形成、子育て世帯訪問支援臨時特例事業 など) /2023～外国語対応が必要な家庭への通訳の派遣

2023年度から、ヤングケアラー支援体制強化事業は、厚生労働省から子ども家庭庁(若者支援含む。支援局虐待防止対策課所管)に移管。多機関・多職種連携推進、支援のフローを提示

【地方自治体の取り組み】

基本目標

1. ケアラーを支えるための広報啓発の推進

*ケアラーに関する認知度【令和5年度目標値:70%】

2. 行政におけるケアラー支援体制の構築

*総合相談窓口や調整チームの設置【令和5年度目標値:全市町村】

3. 地域におけるケアラー支援体制の構築

*介護者サロンを設置する市町村数【令和5年度目標値:全市町村】

4. ケアラーを支える人材の育成

*ケアラー支援を担う人材育成【令和3～5年度目標値:3000人】

5. ヤングケアラー支援体制の構築・強化

*教育・福祉合同研修受講者数【令和3～5年度目標値:1000人】

主な取組例

*ケアラー月間(11月)でのイベント開催、集中的な広報啓発の実施
*ケアラー・ヤングケアラー啓発チラシ作成・配布
*ヤングケアラーハンドブックの作成・配布
*ヤングケアラーサポートクラスの実施

*総合相談支援体制を構築しようとする市町村へのアドバイザー派遣、情報交換会、研修の実施

*介護者サロン立ち上げ・運営マニュアルの作成・配布
*介護者サロンの担い手育成、立ち上げ支援のための研修の実施

*地域包括支援センター等向け研修の実施
*地域福祉活動者向け研修の実施

*教育・福祉合同研修の実施
*ヤングケアラー支援コーディネーターの設置
*オンラインサロンの開催、LINE相談窓口の設置
*ヤングケアラー支援スタートブックの作成・配布

埼玉県ケアラー支援計画

(令和3年度～令和5年度)

長崎県ケアラー支援推進計画(素案)より

- 令和6年度～令和12年度
- 計画の施策体系
 - 1 ケアラー支援に関する広報活動及び啓発活動（条例11条関係）
 - (1)ケアラー自身 (2)社会全体
 - 2 ケアラー支援を担う人材の育成（条例12条関係）
 - (1)相談・助言・日常生活の支援など
 - 3 ケアラー支援に関する実施体制の整備（条例13条関係）
 - (1)早期発見、相談支援体制 (2)多様なニーズに応じる体制 (3)連携体制
 - 4 民間支援団体等による支援推進（条例14条関係）
 - (1)情報提供、助言等の取り組み (2) 地域共生・助け合いの地域づくり

北海道栗山町の取組 (都道府県 ⇄ 市区町村)

実態把握からアクションへ **条例・計画**へ (社会福祉協議会・栗山町・住民の活動)
(福祉のまちづくり～) **介護者支援～福祉のまちづくりへ** (2010～2023年度)
栗山町：人口約11,000人、高齢化率41.0% (2023.1.1)

ケアラー実態調査
第1回 2010年
全世帯調査で在宅介護者を発見！
【アンケート配布は老人クラブ等】
約6世帯に1世帯ケアラーがいる！

第2回 2015年

第3回 2020年
約5世帯に1世帯ケアラーがいる！

第1回調査より

介護者は地域と疎遠に、健康不安、介護の悩み、家族関係の悪化

→介護保険制度では救えないたくさんの課題あり

- 2010.2 いのちのバトン配布 (緊急対応) ケアラー世帯も
- 2012.3 ケアラー手帳配布 ケアするあなたも大切な人
- 2012.11 **まちなかケアラースカフェ「サンタの笑顔」**
- 2013.1 ケアラーサポーター養成研修
- 2014.4 ケアラーアセスメントシート導入
- 2015.3 ケアラーサポーター訪問開始
いのちのバトン配布世帯に訪問活動
- 2019.3 栗山町ケアラー支援推進協議会発足 (社協)
- 2019.11 **ケアラー支援専門員配置 (2名)**
- 2020.4/2021.3/2023.9 ケアラー支援学習会
- 2020.5 ケアラー支援相談専用ダイヤル開設
- 2020.7 スマイルサポーター (ケアラー支援専門員) 出張相談
- 2021.3 **栗山町ケアラー支援条例制定**
- 2021.6 **栗山町ケアラー支援推進協議会設置 (栗山町)**
- 2021.11 **ケアラー支援室設置 (社協)**
- 2021.12 **栗山町ケアラー支援推進計画策定**
- 2023.2 栗山町ケアラーお出かけ安心サービス事業

3 気がついた人・団体・地域が取り組む

- (1) ケアラー・ヤングケアラーに気づく、発見する
- (2) つながる
- (3) ケアラー・ヤングケアラーの生活を支える
- (4) 支援拠点を活かし、ネットワークで支える
- (5) 施策・政策提言を行なう

- (1) ケアラー・ヤングケアラーに気づく、発見する
市民による自発的な調査活動、民生委員児童委員調査
- (2) つながる
気にかける、声かけをする：安心してつながれる大人、信頼できる大人になる
NGかも・・・：お手伝いをして本当に偉いねえ、お母さんを支えてあげてね、大人になるまでもう少しだから我慢しよう、あなたの人生なのだから好きに生きなさい（当事者の発言より）
♥嬉しかった：何かあったらいつでも言ってね（当事者の発言）（信頼できる大人）
ピアサポート：SNSでのつながり・相談、オフ会（ケアラー連盟HP）
○市民が運営する介護者サロン・カフェ
サロン・カフェボランティア研修（NPO法人さいたまNPOセンターホームページ）
- (3) ケアラー・ヤングケアラーの生活を支える・日常生活をサポートする
個人：お裾分け、遊びに誘う etc
- (4) 支援拠点を活かし、ネットワークで支える
子ども食堂、学習支援、フードバンク・パントリー、プレイパークなど
（居場所：食事、遊び、勉強、情報、レスパイト、大人、安心、安全、信頼など）
○市民によるケアラーセンター運営（愛知県てとりん）
- (5) 施策・政策提言を行なう
日本ケアラー連盟、認知症の人と家族の会、全国精神保健福祉会連合会など

(5) 施策・政策提言を行なう

①日本ケアラー連盟の提言1

「ケアラーを社会で支えるために
《ケアラー支援法・ケアラー支援条例を》」
「～補足資料～」より（2021年7月）



- 国は、どんな支援をしたらいいのでしょうか
- 都道府県は、どんな支援をしたらいいのでしょうか
- 市区町村は、どんな支援をしたらいいのでしょうか

日本ケアラー連盟 提言2

ヤングケアラー支援のための政策提言

ヤングケアラー支援の理念・方向性

- ヤングケアラーは、**自立的に生きる基礎**を培い、人間として**基本的な資質を養う重要な時期**であるにも関わらず、健康と生活の質の低下に苦しむ可能性があり、教育や訓練の機会を逃すことがよくあります。
- ヤングケアラーが、ケアの責任を有していない他の子どもと同じ**ライフチャンス**を持ち、**心身の健やかな成長及び発達**が**図られるよう**に、ヤングケアラーを早期に**発見**し、**支援ニーズを特定するためのアセスメント**を行い、**柔軟な教育の機会とサポート**を提供することが不可欠です。
- これにあたっては、**子どもが抱えるニーズを家庭の中でとらえ**、家族関係を支えると共に、**子どもの権利**を擁護し、家庭においてヤングケアラーの担うケアの作業や責任を減らしていくことが重要です。

「ヤングケアラー支援のための政策案」より 2021年5月

<支援の理念・方向性>

ヤングケアラーは、自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であるにもかかわらず、健康と生活の質の低下に苦しむ可能性があり、教育や訓練の機会を逃すことがよくあります。ヤングケアラーが、ケアの責任を有していない他の子どもと同じライフチャンスを持ち、心身の健やかな成長及び発達が図られるように、ヤングケアラーを早期に発見し、支援ニーズを特定するためのアセスメントを行い、柔軟な教育の機会とサポートを提供することが不可欠です。

これにあたっては、子どもが抱えるニーズを家庭の中でとらえ、家族関係を支えると共に、子どもの権利を擁護し、家庭においてヤングケアラーの担うケアの作業や責任を減らしていくことが重要です。

<根拠となる法律> ○児童の権利条約 ○教育基本法 ○児童福祉法 ○子ども・若者育成支援推進法 ○子供の貧困対策の推進に関する法律

<ヤングケアラー支援の柱及び具体的な施策案>**1. 早期に発見し、アセスメントを行い支援する****(1) 発見・認定する**

自治体は自身の地域にヤングケアラーがいるのか、その子どもが支援を必要とするヤングケアラーであるのかを調べなければならない

- 学校をヤングケアラーの発見の場とする(都道府県・市区町村)
 - ・学校関係職員、児童・生徒がヤングケアラーについて学ぶ機会を設ける
 - ・各学校におけるヤングケアラーの数を把握する
- 医療、保健、福祉等でヤングケアラーの発見を促進する(都道府県・市区町村)
 - ・ケアを必要とする人に関わる医療、保健、福祉等の機関や専門職がヤングケアラーについて学ぶ機会を設ける
- 地域でのヤングケアラーの発見を促進する(都道府県・市区町村)
 - ・地域に暮らす市民・民生委員等がヤングケアラーについて学ぶ機会を設ける
 - ・ヤングケアラーの日の制定やヤングケアラーフェスティバルの開催等
- 発見されたヤングケアラーについて相談・通告を受ける窓口を設ける(都道府県・市区町村)

(2) アセスメントを行い支援する

ヤングケアラーが支援ニーズを有していると考えられる場合、自治体はアセスメントを行い、支援を行わなければならない

- ヤングケアラーに相談及びアセスメントを受ける権利があることを伝える(都道府県・市区町村)
- ヤングケアラー及びその家族の相談及びアセスメントを行い、支援計画を作成し支援する(市区町村・要対協)
- ヤングケアラーのアセスメント及びケアマネジメントを行う部署、人材を確保する(都道府県・市区町村)
 - ・担当者の配置、担当者へのヤングケアラーのニーズアセスメントについての研修の実施等

4. 自立して社会生活を送れるよう支援する

子供・若者育成支援推進大綱にヤングケアラーと若者ケアラーを位置づける

- 就労や高等教育に関する相談の機会を確保する(子ども・若者支援機関や若者サポートステーション等)
- 進学を支援する給付型奨学金

2. 学びの機会とその結果を改善する

ヤングケアラー担当教員を配置し、担当教員が中心となって、学校でのヤングケアラー支援を計画・実行する

- 学校で必要なヤングケアラーへの支援体制を整える
 - ・児童・生徒が安心して話せる環境をつくる
 - ・児童・生徒へのカウンセリング(スクールカウンセラー等)
 - ・ケアをしていることに配慮して、児童・生徒が安心して学校生活を送れるようにする(学校の休憩時間における電話使用の許可等)
 - ・ケアしていることに配慮して、児童・生徒の学びをサポートする(学校で宿題に取り組めるようにする等)
 - ・ヤングケアラーの健康面のサポート(養護教諭等)
- 学校で安心して学ぶことができる環境を、家庭や保健・福祉・医療と連携し整える(スクールソーシャルワーカーの全校への常勤配置)

3. 支援ニーズに対応するサービスの開発とそれへのアクセスを保障する

- 自治体はヤングケアラーの実態を把握するための調査を実施する
- ヤングケアラー及び関係者のための相談支援の窓口(SNS・電話等)を各都道府県に設置する
 - ・ヤングケアラーコーディネーターを配置する
 - ・ヤングケアラーコーディネーターの養成研修を実施する
- ヤングケアラーのケアの負担を軽減する
 - ・同居の家族がいる場合でも、介護保険居宅サービス、障害福祉居宅介護等サービスの利用を促進する(家族状況への配慮・勘案)
 - ・ヤングケアラーがいる場合に、保育所や高齢者施設や障害児者施設などの入所判定等への加算、緊急時ショートステイの利用日数の延長等をする
 - ・生活困窮世帯の場合、介護保険自己負担額の免除措置をする
- ヤングケアラーのピアサポートグループの立ち上げと運営の支援をする
- 子どもらしく遊び過ごせる機会を確保する
 - ・子ども食堂など地域の子ども支援団体等が行うヤングケアラーを対象とした取り組みを促進する(助成金等)

<以上を進めるために国に求められる法や体制の整備>

1. ヤングケアラー支援法を制定する
2. ヤングケアラー支援の総合戦略を策定する
3. ヤングケアラー支援の総合戦略に関連する法律等にヤングケアラー支援を明記する
4. ヤングケアラー支援の所管・担当部署を決める
5. 文部科学省や厚生労働省をはじめとした省庁横断的な体制を整備する
6. ヤングケアラーの実態・ニーズを把握するための調査を定期的実施する
7. ヤングケアラーのアセスメント・支援に関する研究を促進する
8. 上記1から7について検討し、推進する協議会を設置する

《参考》デンマークのケアラー憲章

ケアラーがよい生活を送るための10の条件

- 1 できるだけ介護を始める前と同じ生活を続けることができる。
- 2 あなたの声が届いており、自分の意見や要望を真摯に受けとめてもらっていると感じられる。
- 3 あなたのケアラーとしての貢献が十分に評価され、尊重されている。
- 4 行政担当者や専門職は、あなたの心身の状態を気にかけてくれている。
- 5 ケアを誰かに代わってもらうための手だてがある。
- 6 ケアの役割から一時的に離れて自分をケアする機会をもつことができる。
- 7 あなたは、家族の病気や障害が自分にどのような影響をもたらすかを理解している。
- 8 自分と同じ立場のケアラーと出会う機会がある。
- 9 行政担当者や専門職とのコミュニケーションをとりやすいと感じている。
- 10 あなたの仕事に必要な以上の影響をおよぼさない。

(一部抜粋、日本ケアラー連盟仮訳)

《参考》 ケアラー支援へのヒント（英国）

日本ケアラー連盟HPよりパンフレットダウンロード可

■法制定、**全国戦略立案によるバックアップ**

■自治体による**ケアラーアセスメントの義務化**

○国による実態把握が進められている。

：2011年の国勢調査（Office for National Statistics2013）によると、Englandに16万6363人のヤングケアラーがいる。

○2つの法律はともに、**家族全員に対するケアとサポート**を規定
2014年ケアに関する法律（Care Act 2014）

ヤングケアラーが18歳に達した後のことにも配慮

2014年子どもと家族に関する法律

（Children and Families Act 2014）

若年介護者と親である介護者のアセスメントとサービスの

権利を強化（自治体によるケアラーアセスメントの義務化）

■ ケアラーズセンターの取り組み（総合相談支援体制の参考に）

- ① 社会的活動・サポート活動
- ② カウンセリングやセラピー
- ③ 助言や情報提供による個別支援
- ④ 情報サービス
- ⑤ 経済的支援
- ⑥ ヤングケアラーへの支援
- ⑦ メンタルヘルスに対応した支援
- ⑧ 緊急時の対応（緊急時計画）
- ⑨ 医療機関に対する働きかけ（早期発見・早期支援策）
- ⑩ 多文化社会への対応

- 自治体がケアラーアセスメントや情報提供（充実したガイドブックもある）などを行っているので、ケアラーズセンターは、ケアラーを自治体とつないだり、よりよいケアラー支援のために自治体に働きかけたりしている。

《参考》 ヤングケアラーが学校に望むことトップ10 〈イギリス〉

1. ケアラーとしての責任が私たちの教育や学校生活に影響してくることを認識してほしい。
2. 私たちのことを聞いてほしい。
3. 家庭での個人的問題について聞くための時間をつくってほしい。
4. 遅刻したときに機械的に罰しないでほしい。
5. お昼休みに立ち寄れる場所や宿題クラブを開くなどのサポートをもっとしてほしい。

6. 柔軟に対応してほしい—宿題や課題をするための時間や手助け
7. 授業の中で、ヤングケアラーや障がいにかかわる問題についての情報を扱ってほしい。

* 高等学校保健体育 第1章 現代社会と健康 精神疾患の予防と回復

8. 親が大丈夫かを確認する必要があるときには、家に電話させてほしい。
9. 明確で最新の情報が載っている掲示板を整えて、私たちにとってサポートになる情報や、地域のどこで私たちがサポートを受けられるのかをわかるようにしてほしい。
10. 先生たちか犬学や研修で、ヤングケアラーや障がいにかかわる問題についての訓練を受けられることを確実にしてほしい。

出所:一般社団法人日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト

《参考》 大人社会からのメッセージの発信

Your choices about caring

家族の誰かが世話を必要としていたら、あなたは助けたいと思うかもしれませんが。

でも、あなたはヤングケアラーとして、大人のケアラーと同じことをするべきではありません。また、誰かのケアをするために、あなたの時間を多く使うべきでもありません。それは、あなたが学校でしっかり勉強したり他の子どもや若者と同じようなことをしたりする妨げになることがあるからです。あなたがしたいと思う、してあげられると思うケアのタイプと量を判断するのは大切です。また、そもそもあなたがケアラーとなるべきなのかどうかを判断するのも大切です。

最後に（ヤングケアラー支援施策の推進を歓迎しつつ）

○ヤングケアラーは若者になり大人になっていくことから、**全世代**のそして多様な全てのケアラーを対象とした包括的なケアラー支援法・条例が必要である。

その中に、ヤングケアラーの特性やニーズに即した支援を位置付けて、切れ目のない支援を提供できる体制の構築が基本である。

○ケアラー・ヤングケアラーに係る問題は、**家族**が抱える様々な課題が関係し合い、複合化しやすいという特徴がある。そのため、**家族**中の充足されていないニーズを充たすことに焦点を置き、**家族ひとりひとり**を支援する視点が大切となる

○ケアラー・ヤングケアラーが抱えている悩みや問題は、**既存の福祉政策（被介護者支援サービスの導入、上乘せ）のみではカバーできない**という認識が必要である。

* ex. ケアラー自身の話を聞く、自由な時間、心身の健康、休養、精神的支え、学習サポート、就学、就業、ライフイベント、遊び、交流、文化etc.

【参考】人間の基礎的ニーズ（マンフレッド・マックス＝ニーフ、1991）：生命・健康の維持、保護、愛情、理解、参加、余暇、創造、自己の意味づけ、自由

参考資料

- 一般社団法人日本ケアラー連盟HP
- 埼玉県ケアラー支援に関する資料「ケアラー（介護者等）支援—埼玉県」HP
- 「NPO法人がるすあるは」さんのHP
 - ・精神障がいやこころの不調、発達凸凹を抱えた家庭や、さまざまな事情の中で、頑張っている子どもたちを、絵本やウェブサイトなどの情報コンテンツを通して応援している団体
 - ・『子どもの気持ちを知る絵本』（全3巻、ゆまにて書房）、『家族のこころの病気を子どもに伝える絵本（第1巻～第4巻、ゆまにて書房）』、『生きる冒険地図』（学苑社）、『ゆるっと子育て応援ブック』（NPO法人がるすあるは）、『ボクは話せない・・・』（NPO法人がるすあるは）、「ハルのきもちいろいろカード」など

○ヤングケアラー・若者ケアラーの本

『わが家の母はビョーキです』（中村ユキ、サンマーク出版、2008年）

母が精神科に通いはじめたとき、私はまだ4歳だった・・・

『わが家の母はビョーキです 2 家族の絆』（中村ユキ、サンマーク出版、2010年）

一番大切な人だから、一番大切な過去（こと）を話せなかった・・・。

『with you ウイズ・ユー』（濱野京子、くもん出版、2020年11月）

中学3年生：わたしは、いなくなんて、なれないんだ。わたしがいなかったら、うちがこわれちゃうから。

『ヤングケアラー』 澁谷智子、中公新書、2018年

『ヤングケアラー わたしの語り』 澁谷智子編、生活書院、2020年

『ヤングケアラーを支える 家族をケアする子どもたち』 日本看護協会出版会、2021年

『子ども介護者』 濱島淑恵、角川新書、2021年

『ヤングケアラー 介護する子どもたち』 毎日新聞取材班、毎日新聞出版、2021年

ご清聴ありがとうございました。